

魅力的なまちなかづくりの基本的考え方は、商工会や子育て支援団体などのご意見もいただきながら作成しました。

以下の項目の具体的内容は、通りやエリアごとに、実際に事業を営む皆さんと一緒に考えていきます。

- 建物の軒先空間・店構え
- 屋外設備の配置
- 屋外照明
- 植栽の配置
- 建物の素材・色彩・デザイン など



「自然をたいせつにし、美しいまちをつくれます。」

「思いやりの心をもち、うるおいのあるまちをつくれます。」

陸前高田市民憲章（昭和60年10月）

「海の青・山の緑が映える里」

「海や山が織りなす景観を守り、育てる」

「気仙匠の技と心が生きる景観にみがきをかける」

景観形成基本方針（平成7年3月）

「世界に誇れる美しいまちの創造」

震災復興計画（平成23年12月）

「景観、にぎわい、居場所づくりで魅力的なやさしいまちに」

ノーマライゼーションという言葉のいらないまちづくりアクションプラン（平成27年6月）

この他、中心市街地には、地区計画を定めていますので、市のホームページ等で制限内容をご確認ください。

陸前高田市 都市計画課／商工観光課

住所：〒029-2292 陸前高田市高田町字鳴石 42-5

電話：0192-54-2111（代表） FAX：0192-54-3888

メール：tosikei@city.rikuzentakata.iwate.jp（都市計画課）

shokan@city.rikuzentakata.iwate.jp（商工観光課）

平成27年12月発行



魅力的なまちなかづくりの基本的考え方

このパンフレットでは、陸前高田市の中心市街地について、陸前高田ならではの魅力と賑わいのあるまちなかとなるよう、お店などをつくる際にご配慮いただきたい事柄を、基本的考え方としてとりまとめました。



高田らしいやさしく あたたかい“まちなか”をつくりましょう

きれいな海と空、山と川・・・

そして、何よりもそこに住んでいる気持ちのいい人たち。

みんなで作る新しいまちなかは、そんな高田らしさが活きる、やさしくて、あたたかいまちなかにしていきたいと思えます。

4つの基本的な考え方 - 魅力あるまちなかづくりを進めるために -

1 陸前高田ならではの良さが 感じられるまちづくり

- 海と山と川に囲まれた陸前高田の風土や、地場産材などの地域資源を活かしたまち。
- 人への優しさや人と人とのつながりを大切に、おもてなしとあたたかみの心を持ったまち。

2 歩いて楽しく、 車でも便利なまちづくり

- 開放的で立ち寄りたくなるようなお店が並ぶ、歩いて楽しいまち。
- お店から近い場所に公共駐車場があり、車でも便利なまち。

3 魅力ある まちなかみづくり

- お店と通りが一体となり、中心市街地としての個性や賑わいをつくっていくまち。
- 店先などの植栽を工夫し、花や緑で四季の変化が感じられるまち。

4 人に優しく快適な まちづくり

- 小さな子ども達やご高齢の方、障がいのある方など、全ての方々が楽しく過ごせるまち。
- 災害時の迅速な避難誘導など、安心・安全のまち。

建物の計画にあたっては、以下の内容にご配慮いただくようお願いいたします。

本丸公園通り / 鉤型街路 かぎ

■ 建物の壁面の位置をそろえましょう

建物の壁面の位置をそろえることで、まちなかの賑わいと連続性・一体感が生まれます。

■ 敷地の前面に駐車場は設けないようにしましょう

お客さま用の駐車場は、敷地の道路に面した部分には設けず、各所に整備する公共駐車場を活用しましょう。歩行者の安全が確保でき、まちなかの賑わいづくりに繋がります。

※これ以外の通りや街区についても、今後検討を進めていきます。

- ① 本丸公園
- ② 市神様
- ③ まちなか広場
- ④ 図書館
- ⑤ 大型商業施設
- ⑥ (仮称) 市民文化会館
- ⑦ イベント広場
- ⑧ 川原川公園
- ⑨ (仮称) 一本松記念館
- ⑩ 新陸前高田駅
- 公共駐車場



まちなか全体について

■ 建物の用途

商業地としての賑わいや連続性に配慮し、今泉高田連絡線より東側の区域では、住居のみを目的とする建物はさけるようにしましょう。

店舗併用住宅は、1階と2階で店舗と住居を分けるなど、別事業者にも賃貸可能な間取りにしましょう。

■ 建物の高さ・色

通りや街区ごとに建物の階数を一定以下にするなど、まちなみの連続性に配慮した建物の高さとしましょう。

建物の屋根や外壁などは、原色系の色づかいはさけましょう。

■ ユニバーサルデザイン

店舗の出入口の段差をなくしたり、通路の幅を十分に確保するなど、ユニバーサルデザインに配慮しましょう。

大型の施設には、多機能トイレや授乳室などを設置していきましょう。

■ 屋外広告物(今後、市がルールを定めます)

まちなかの景観を維持するために、高さ・大きさ・色などのルールをつくっていきます。

この図はイメージであり、今後変更の可能性があります。